

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行細則（昭和38年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法及び省令の規定による申請書等の様式は、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>様式第1号から様式第10号まで</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>法、省令及びこの規則による</u>申請書等は、申請書にあつては正副3通とし、届書等にあつては1通とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）<u>、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号。以下「政令」という。）</u>及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法、<u>政令</u>及び省令の規定による申請書等の様式は、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>前項の</u>申請書等は、申請書にあつては正副3通とし、届書等にあつては1通とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。